

令和2年3月3日

保育園・認定こども園等を利用している
お子さんの保護者の皆さまへ

新潟市こども部保育課長

お子さん及び保護者の皆さまへの健康観察の実施と 家庭での保育の協力等について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本市の教育・保育行政についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。昨日、本市におきまして、2例目の新型コロナウイルス感染症の罹患者が報告されました。つきましては、改めてご家庭におきまして、お子さん及び保護者の皆さまの健康観察をお願いするとともに、市内保育園・認定こども園等における集団感染発生の防止と感染拡大の抑制のため、家庭での保育の協力等について、下記のとおり、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. お子さん及び保護者の皆さまの健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭でお子さんの体温を測定し、発熱（37.5度以上）や風邪症状がないことを確認してください。発熱や症状がある場合には、解熱後24時間以上が経過し症状が改善傾向となるまでお休みしてください。送迎に係る保護者様におかれましても同様の対応をお願いいたします。（厚生労働省「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」より）

保育中においては、今までどおり、手洗い、うがい、換気等感染症対策の徹底とお子さんの健康観察に努めていきますが、発熱や風邪症状が見受けられる場合には、速やかにお迎えをお願いする場合がありますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

2. 家庭での保育の協力について

施設は通常どおり開園していますが、子ども達を感染症のリスクから守るため、家庭などでお子さんを保育できる場合は、可能な範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

なお、市立小中高等の臨時休校に伴い保育士等が保護者として休まざるを得ない状況により、一時的な職員不足も想定されることをご理解ください。

お休み中の保育料の減免等の措置はありませんのでご理解ください。

3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合の対応について

今後、在園している施設において、新型コロナウイルス感染症の発症者が確認された場合には、臨時休園を行う場合があります。

休園期間中（原則、感染者が最後に登園した日から14日を経過した翌日まで）は、該当施設の子ども及び職員は全て自宅待機となります。

休園期間が、5日を超える場合、保育料は減免（日割り）となります。

【問い合わせ先】 こども未来部保育課 025-226-1215、025-226-1221